

特殊詐欺の誘惑と恐怖—若年成年の闇バイトと高齢者被害 鳥谷部茂（広島大学）

【報告要旨】

1. 問題提起 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称である。若年者は闇バイトを通じて加害者になり、他方、高齢者は振込め詐欺や預貯金詐欺等で被害者となっている。

本日の報告では、第1に、若年成年の闇バイトの実態、第2に、最近の中国新聞による被害状況と特徴、第3に、特殊詐欺の法的責任と対応、第4に、闇バイト及び高齢者被害への法的対応の実効性や課題を検討する。

2. 若年成年の闇バイトの実態(若年成年の実刑判決の増加)

令和4年における特殊詐欺の認知件数及び被害総額は、いずれも前年と比べて増加し、それぞれ17570件（前年比21.2%増）、約371億円（前年比31.5%増）であり、8年ぶりに増加した。そのうち、特殊詐欺に関わったとして検挙された2458人のうち、19%にあたる473人は20歳未満であった。若年成年に対しては、アルバイトとして1日5万円、10万円（日当50万円や100万円もある）等と勧誘。若年成年は契約の際に自己のみならず両親等の情報も取得され、一旦加入すると退会できなくなり、反社会的な勢力等のから執拗な恐怖を受けることになる。実行犯役は逮捕されやすく、裁判例として若年成年が実刑判決の言渡しを受ける例が増加している。そこでは、若年者が犯罪の道具として利用され、人間性も将来性も否定されている。

3. 高齢者被害の実態(高齢者の生存権の侵害)

高齢者の特殊詐欺被害について、前掲の令和4年における特殊詐欺の認知件数及び被害総額のうち、依然として高齢者を中心に多額の被害が発生している。65歳以上の高齢者被害の認知件数は1万5065件で、認知件数全体に占める割合は86.6%に達しており、特に、65歳以上の女性の被害認知件数は1万1517件に上る。手口別の認知件数は、還付金詐欺が最も多く、次いでオレオレ詐欺となっており、キャッシュカード詐欺盗、架空料金請求詐欺、預貯金詐欺と合わせて、特殊詐欺の認知件数の約98.5%を占めている。高齢者は、特殊詐欺により退職金などの生涯をかけた蓄積を奪われ寿命までの生活基盤（生存権の侵害）を失ってしまうことになる。

4. 行政責任、刑事責任、民事責任の限界

行政責任として、監督官庁は事業者に対して立入検査・改善命令等を実施し行政処分ができる。特殊詐欺に対する**刑事責任**として、警視庁は、2024年4月1日に、全国の警察の刑事部門や組織犯罪捜査の部門に「特殊詐欺連合捜査班」を設置し、都道府県をまたいだ連携の窓口となるほか他県から派遣された人員も加えるなどして、数十人から最大200人の専従の捜査班がつくれ、その成果が期待される。これらに対して、**民事責任**として、これまでの意思表示の瑕疵論（無効・取消）は、加害者が明確で固定の場合には有用であるが、特殊詐欺への対応としては機能していない。特別法による差止や被害回復も裁判手続上の制限が多く同様に機能していない。

5. 予防対策:家族・地域・コミュニティの機能

上記のように、行政処分による被害予防・救済及び刑事責任について強力な対応が期待されている。しかし、高齢者が特殊詐欺で生活の基盤となる財産を奪われてしまった場合、両責任では財産的回復は必ずしも望めない。そこで、まずは住民市民が被害に巻き込まれないように、被害予防のために、自己防衛対策を啓発していく必要がある。家族、友人、自治体・地域・コミュニティでの対応が必要である。

6. 民事被害救済:憲法29条の財産権の保障・生存権保障

民事責任については、加害者の名前も住所もわからない場合、法的救済が困難な場合が多い。行政責任や刑事責任では詐欺された金銭が戻ってくるとは限らない。加害者の氏名・住所や事業者の所在地が秘匿され直後に逃走する特殊詐欺について、前述の財産権の保障、生存権の維持のために、行政責任・刑事責任と同様に高齢者被害等に対する強力な被害予防・財産保全・損害回復のための民事責任制度（法改正等）が必要である。